都市計画法 開発許可制度の手引き

平成 29 年 7 月

鳥取県住まいまちづくり課

目 次

第1章 開発許可制度の概要	. 1
第1節 開発許可制度の趣旨	. 1
第2節 用語の定義	. 2
第2章 開発行為の許可	. 6
第1節 許可を要する開発行為	. 6
第2節 許可を要しない開発行為 [法第 29 条第 1 項]	. 7
第3節 国等が行う開発行為の特例 [法第 34 条の 2]	. 9
第3章 開発行為等の許可申請手続き	10
第1節 開発行為等の許可申請手続きの流れ図‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	10
第2節 許可権者	12
第3節 開発許可等の手数料	13
第4節 開発許可申請手続き	
第4章 開発行為の許可基準	
第 1 節 技術基準 [法第 33 条]	18
第2節 市街化調整区域の立地基準 [法第 34 条]	28
第3節 市街化調整区域の立地基準の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5章 市街化調整区域内における建築等の制限	
第1節 許可を要しない建築行為 [法第 43 条第 1 項ただし書]	
第2節 国等が行う建築行為の特例 [法第 43 条第 3 項]	
第3節 建築許可等の基準 [法第43条第2項]	
第6章 開発許可後の手続き	
第1節 開発行為の変更の許可等 [法第 35 条の 2]	
第2節 工事完了の検査 [法第36条]	
第3節 工事完了公告前の建築制限等 [法第37条]	
第4節 開発行為の廃止 [法第38条]	
第 5 節 公共施設の管理・帰属 [法第 39 条、第 40 条]	
第 6 節 建築物の建ぺい率等の指定 [法第 41 条]	
第 7 節 開発許可を受けた土地における建築等の制限 [法第 42 条]	
第8節 地位の承継 [法第44条、第45条]	
第7章 その他	
第 1 節 開発登録簿 [法第 46 条、第 47 条]	
第2節 不服申立て [法第50条]	
第3節 監督処分等 [法第 81 条]	
第4節 罰則 [法第91条、第92条、第93条、第96条]	67

- 〇 各種様式
- 〇 関係法令等

凡例

◆この手引きでは、法令等を次のとおり表記しています。

法 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)

政令 都市計画法施行令 (昭和44年政令第158号)

省令 都市計画法施行規則 (昭和 44 年建設省令第 49 号)

条例 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例(平成21年条例第6号)

規則 鳥取県都市計画法施行細則 (昭和60年規則第1号)

- ◆この手引きは、平成23年4月1日を基準に作成しています。
- ◆ この手引きは、下記のホームページからダウンロードすることができます。 鳥取県住まいまちづくり課

http://www.pref.tottori.lg.jp/47886.htm

== 注 意 ==

この「開発許可制度の手引き」は、鳥取県が行う開発許可等の手続きについて作成したものです。特例市及び事務処理市町村が行う開発許可等の手続きについては、その取扱い、手数料の額等が異なる場合がありますので、それぞれの窓口(第3章第2節参照)にお問い合わせください。